

平成26年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月2日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安心安全 課長	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	高齢介 護課長	橋本 浩之
		保険医療 課長	伊藤 光彦		
	産設業部	部長	上田 実	次長兼 まちづく り推進 課長	志治 正弘
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	加藤 和己		
	消防本部	消防長	奥村 光司	総務課長 兼予防 課長	伊藤 啓二
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
生涯学習 課長		伊藤 保光			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)			
	2 番	戸 谷 裕 治	3 番	水 野 智 見

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第4号 蟹江町固定資産評価員の選任について
- 日程第4 議案第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第63号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第64号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第65号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その3) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第8 議案第66号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その5) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第9 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その6) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第10 議案第68号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その7) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第11 議案第69号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その8) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第12 議案第70号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その9) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第13 議案第71号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その10) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第14 議案第72号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第73号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第74号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第17 同意第4号 蟹江町固定資産評価員の選任について
- 追加日程第18 議案第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第19 議案第65号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その3) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第20 議案第66号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その5) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第21 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その6) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第22 議案第68号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その7) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第23 議案第69号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区

(その8) 請負契約の締結事項の変更について

追加日程第24 議案第70号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区

(その9) 請負契約の締結事項の変更について

追加日程第25 議案第71号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区

(その10) 請負契約の締結事項の変更について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、29日に発生しました火災に対する行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○町長 横江淳一君

大変貴重なお時間をいただきまして、議長にお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきますと思います。

去る11月29日土曜日でございますけれども、午後に発生をいたしました中部第一輸送株式会社の建物火災についてご報告を申し上げます。

その時点でございますので、若干変わったことがこの後あるかもわかりませんが、また追ってご報告させていただきます。

まず、29日午後に発生をいたしました中部第一輸送株式会社の建物火災に関し、町民の皆様を初め議員各位におかれましては、大変ご心配をおかけいたしましたことを心よりおわびを申し上げたいと思います。また、火災発生時には、議長さん初め地元の議員さん、そしてほかの議員さんもそれぞれ、須成地区の皆様方も含めまして、火災現場で激励を賜りましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。この場をおかりいたします。

状況といたしましては、11月29日土曜日午後4時17分、場所は須成西10丁目8番地、中部第一輸送株式会社の建物に火災が発生をいたしました。第一報を受け、直ちに出勤をし、火災現場到着後、指揮本部を設置し、消火活動に努めました。その後、状況判断の上、蟹江町全消防団に出勤を要請、また応援協定に基づき津島市消防署を初め4消防署及び名古屋市消防局に同じく出勤を要請いたしました。また、消火活動を努めました大規模な建物火災でございましたので、東名阪自動車道蟹江インターチェンジ及び西尾張中央道に近接しているため、交通渋滞の発生など、消火活動に困難をきわめました。ようやく昨日であります、12月1日午後1時過ぎには鎮火することができました。

被害の状況といたしましては、焼失面積、建物の延べ面積が2万5,000平米のうち約8割の2万2,000平米を焼失いたしましたそうであります。出火時刻及び出火原因については現在調査中であるという報告を受けております。

それと、消防活動車両及び出勤人員についてご報告を申し上げます。

全消防本部、これは海部地方5署及び名古屋市であります。延べ127台、484人、これは蟹江、津島、愛西、海部東部、海部南部、名古屋市でございます。蟹江町の消防団は延べ37台、451人でありまして、これには蟹江のみならず弥富、飛島の消防団も出勤をしていただいております。まだまだ確定数値ではございませんが、取り急ぎ判明している数字をご報告

をさせていただきました。

なお、人的被害については、現場到着後直ちに救出活動を行い、2名の従業員を救出いたしました。人的被害はございません。

また、主要幹線、西尾張中央道、東名阪自動車道などの通行どめ等々により、大変な渋滞が現在発生しております。現時点では通行どめ解除を最優先に、当事者第一輸送及び蟹江警察、海部建設事務所と協議を重ねておりますが、できるだけ速やかに通行どめを解除すべく、今現在努めております。

なお、消火活動について、相当の人員と機材等々を投入いたしました。今後、消火活動に要しました経費に不足を生ずるおそれがございます。このために補正予算の計上も念頭に置いて対処したいと考えておりますので、精査し、完了次第、改めてご協議申し上げますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

まだまだ、鎮火はしたといえども予断を許さない状況にある。本日わかっておる状況では、重機を投入して中まできょう入るという報告を受けておりますが、また変わった報告がございましたら議員各位にはご報告を申し上げます。

取り急ぎ、今までの報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

これで行政報告を終わります。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書が配付されておりますので、お願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る11月27日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、去る11月27日の木曜日、臨時議会終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日12月2日火曜日から12月17日水曜日までの16日間といたします。

2番目、議事日程についてでございます。

まず、本日2日、初日でございます。議案上程、付託・精読の後、人事案件であります同意第4号と議案第62号を審議・採決、契約締結変更案件であります議案第65号から議案第71

号を審議・採決し、その後に全員協議会を行います。

3日水曜日でございますが、2日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

5日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第63号の1件の審査をお願いいたします。午後1時半からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第64号の1件の審査をお願いいたします。

10日水曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

11日木曜日は、10日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

17日水曜日は最終日でございます。委員長報告、議案審議・採決となっております。本会議終了後、議員総会を開催いたします。

以上が12月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いをいたします。

3番目、人事案件についてでございます。

同意第4号「蟹江町教育固定資産評価員の選任について」と議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件は、本日追加日程により審議・採決いたします。

4番目、先議案件についてでございます。

議案第65号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その3）請負契約の締結事項の変更について」から議案第71号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その10）請負契約の締結事項の変更について」の7件は、本日追加日程により審議・採決いたします。

5番目、意見書等についてでございます。

9月定例会以降に提出されました（1）から（12）までの意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議することとなっております。

（1）から（12）は、お目通しいただきますようお願いいたします。

6番目、議事日程についてでございます。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

7番目、その他でございます。

（1）議員総会の開催についてでございます。

12月17日水曜日、本会議終了後、議員総会を開催し、議会役員任期についてと議会運営委員会の構成について協議をいたします。

（2）議員表彰伝達式についてでございます。

愛知県町村議会議長会から松本正美議員が議員15年表彰を受賞されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行います。

（3）社会保障・税番号制度の説明についてでございます。

12月2日火曜日、本会議及び全員協議会終了後、午後2時から1時間程度、業者より社会保障・税番号制度について説明を受けます。本会議及び全員協議会が終了していない場合は、一旦中断して、制度についての説明を受けた後、再開をいたします。

(4) その他についてでございます。

議員と理事者との懇親会について。12月17日水曜日午後6時から丸河において懇親会を行います。

2番目、海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。12月19日金曜日午後4時から湯元館において研修会を行い、午後5時半から懇談会を行います。

③防災服について。平成27年度予算で新たに議員14名分の防災服を作製することになったため、全員協議会終了後に防災服の配色とロゴについて協議をいたします。

以上、報告をいたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番戸谷裕治君、3番水野智見君を指名いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 同意第4号「蟹江町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、時間をいただきました。私からも選任同意のお願いでございます。

ご存じのように、石原敏男氏は蟹江町の職員として長年勤務をされております。特に、在

籍中は11年間にわたりまして税務課の職員として実務を経験してございます。また、特に固定資産税評価には精通をされているというふうを考えております。人格、見識も大変高く、人望も厚いということで、適任者であると考えてございますので、選任同意を求めるものでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思っております。

今ご案内のとおり、西尾喜代子さん、平成15年7月から人権擁護委員として現在まで活躍をいただいております。大変、人格、人望も厚いこととございますので、適任者であるというふうと考えてございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます、推薦をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第5 議案第63号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第64号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第7 議案第65号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その3)請負契約の締結事項の変更について」ないし日程第13 議案第71号「蟹江町公共

下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その10）請負契約の締結事項の変更に
ついて」、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

この変更の理由についていろいろ書かれておるわけですが、工法だとか現地確認
だとかいうことは、正直言って、私どもやっておりますし、よくわかりませんが、今の説
明を了としたときに、全体的にはこれ、歳出のほうが400万円近くが歳出がふえるとい
うように思うわけですが、予算的な措置の問題でございますが、現状ある予算の中
で処理ができていくと、こういうことで、予算の補正予算だとかそういうことは今回も
出されておられませんので、今ある工事費の中でこれは処理ができると、こういうよう
に理解してよろしゅうございますか。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

今現在の予算で対応できますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今回もまた7本の変更が来ました。

下水道、いつも僕言うんですけれども、必ずこういう変更が来るわけですね。それで、今菊
地議員もおっしゃいました、大体400万円ぐらいのまたプラスになってきます。それで、こ
の7本のうちの2本、処理分区のその5、その6が、2つが増額になつてくるわけですね。

それで、例えば、今、その5のほうでちょっとお話をさせていただきますが、今回、328
万5,000円ぐらいの増額になつてくるわけですね。前回の資料を見ますと、前回、これ、3月
のときに決まったのがここに書いてありますね。いいですね、とりあえずこういう300万円
ぐらい上がったと。3月のときに、この入札金額、蟹江町が示す予定金額というものがござ
いますよね、これが5,151万6,000円、税込みです、で予定価格を決めて、それで落札したの
はこの山田建設の税込みの5,022万円ということだったと思います。

それで、僕は前のときにも言ったと思うんですが、予定価格というのは、皆さんもご承知
のとおり数字的に決まるとということ、それなりの数字が出てくるわけなんですよ。そ
その中におさめれば、何とかどこかの会社がこの仕事をとれるということ、やってくるわ
けです。だけれども、もう最初からわかって、これ、変な言い方して申しわけないですけれ

ども、わかってこの工事を始めて、できないからということでごプラスをしてくるというのは、ちょっと僕よく理解ができません。

例えば、自分のところの家を建てる場合に、大工さんにこれだけのお金でお願いをいたしますよということで決めるわけですよ。やっとならうちにいろいろな仕様も変えたいということもあるんですが、やはりそこそこは大工さんもうまくやって、その金額のうちにおさめてくれるわけですね。町の場合だと、何かあるとすぐ、これだ、これだ、これだ、だから追加だ、追加だ、追加だと、へっちゃらでこう出すわけですよ。ですから、そういうことは民間とあれは違うよと言われればそうかもしれませんが、毎回こうやってやって、大概の業者はこうやってやってくる業者が出てくるわけですね。そうすると、必死になって入札でやって、例えばこの入札の中でよその業者でできる業者もおったのではないかなという気がするわけですよ。ですから、どうやってこれ判断していいかわかりません、この下水掘ってみんことにはわからんと言われればそれまでですけども、毎回毎回ですもの。

ですから、その業者に決めるときに、例えば、もうこれで何とか、この入札金額で何があってもやってくれというような、そういう形というものはないのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

議員の質問にお答えします。

まず、その5の案件でございましたので、お答えさせていただきます。

私ども、実はこの案件、4年前にも変更で皆さんにご質問いただいております。当然、黒川議員さんからも聞いております。

まず、現場のほうも当初設計に当たり、この学戸・今地区の区域を平成24年に7カ所ボーリング調査しました。そして、あえて追加して、今年度2カ所を追加させていただいて、全部で9カ所ボーリング調査させていただきました。12メートル、ボーリングで地質をはかって、どうかという調査をさせていただいてやっています。

その中で、今回のその5でございますが、この土地は今区画整理事業、昭和49年に町施行で行った区画整理事業になります。そのときの事業でやった区域でございまして、この水路は昭和51年ごろに水道の横断をしたところでございまして、ヒューム管が1,500ミリの管で、その下に、そのころはヒューム管の下でぐりまいて、松ぐい工法だったみたいでございます。現地で事前に調査したらいい話なんですけど、先ほど言いましたように、3メートル以下を掘るといふふうになりますと、現状両方のまず松ぐいがあるかないか、下を調査しようと思うと、その3メートル50を掘って、両方に探すごとに何百万という金がかかります。そう考えたときに、果たしてそれがいいか悪いかという話でございまして、本当にくいがあるかないかも実はその資料も残っておりませんでしたので、普通の工法でさせていただいたということでございます。非常に、黒川議員さんの言うとおりの調査ができればいいんですが、この状

況でわからなかったということでやりました。

もう一つ、金属の探知機器があるんです。金属ですと機械がありまして、ぱんと当たると金属があるということで、支障のあるということで、ここはいろいろなほうを、機械を変えて、鉄でも掘っていく機械があるんです、そういう方向で事前にできるんですが、こういう石とかくいというのは金属探知機ができませんので、探す方法がないということですので、そういう形で、町のほうも確かに古い資料はなかったことと、また探知機で探せなかったこと、またあえて試掘して何百万かけてやることをできなかった状況で、下水の設計をさせていただいたところでございます。ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号ないし議案第71号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号ないし議案第71号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第14 議案第72号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

補足説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

11ページ、防災対策管理費の修繕費に関連いたしまして質問をさせていただきたいと思ひます。

その前に、きょう町長から説明がありましたあの工場大火について、大変、消防関係の皆さん、ご苦労さまでございました。それから、また各関係の皆さん方も大変ご苦労願ったと思うわけでございますが、まず第1点でございますけれども、よく聞き取れなかったんですが、このときの防災無線というのは使われたのかどうか、連絡はあったのかどうか、たまたま私の蟹江団地は防災無線が壊れた時期があったものですが、今はピンポン鳴るとるで、鳴

つとると思うんですが、直つとるような気がします、防災無線で、このような重大なことであったものですから、実はこういう大火ですよ、こうこうこうですよ。交通のことについても、町長は道路管理者という形の中でいろいろと中央道の問題、町道の問題、交通規制、警察、そして各消防などにいろいろなご協力や連絡をされたということを行政報告でされたわけでありましてけれども、それらと関連をしていって、防災無線で町民に知らせるようなことがあったのかどうなのか、ちょっと私は聞き取れないものですから、まずあったんでしょうかが第1点。

2点目は、大変な機器材をお使いになられまして、きょうの町長の報告の中で、補正予算で何とか使われてなくなった備品等々を早急に購入をしなければならないというようなお話もあったわけですが、この点について、今すぐに不足をしちゃって困ったなど、いざといったときにないようなことであったらいけませんので、大体今どういうものを即購入をして補完をしなければならないのかどうか、その辺のところをちょっとつかみかねておりますので、せつかくでございますので、一度、どんなようなものが今、使われて支障だよというものがあつたら報告を願いたいと、こう思います。

○消防長 奥村光司君

菊地議員のご質問にお答えいたします。

火災発生時におきまして同報無線等は使用はしておりませんでした。

それから、補正予算の件ですけれども、大変長時間にわたる消火活動でございまして、各車両の燃料を相当使用いたしまして、その燃料費が全体で当初予定しておりました3カ月分をもう使用するという計算が出てございまして、それが主に補正に係ってくるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

行政報告させていただきました。まだ確定事項ではございませんという前置きをさせていただいたのは、実は冒頭、相互応援協定に基づきまして名古屋市消防署、全域から応援に来ていただいておりますし、もちろんこの海部郡の4つの消防本部を含めて、消防車ははしご車も含めて出動しております。その車の全ての燃料費、これも実は関係してくるというふうに考えております。相互応援によります機材の消耗等々、人件費については、これは支払う必要はないというふうに考えておりますが、消火活動に伴う燃料費につきましては、これは我々のほうで見るということになっておるようであります。

それと、一番危惧いたしますのは、水利が大変遠いということで、蟹江町消防団8個分団全員出動をしております。私と議長、そして地元の議員さんもおいででございましたが、我々が指令を出したわけじゃなくて、水利が大変遠いということ、200メートル以上離れているということではしご車に水の供給が困難になったということで、乾式エンジンを数台使

いまして中継をやりました。フルにエンジンを運転しておる関係上で、一部焼きつけを起こしているんじゃないかという機材があります。

あともう一つ、長時間消火作業の中で、蟹江消防署の中での機材も一部支障を来しておるということをお聞かしておいて、今修理中であるという、軽微なものでありますので、修理中であるという報告は受けておりますが、詳しい報告についてはまだまだ受けてはおりません。

きょうお話をいたしました補正予算のほとんどの中身につきましては燃料費並びに人件費という考え方を持ってありますが、この後、機材の消耗等々が判明いたしますと、まだ金額がふえるのではないのかという考えを持っております。

なお、先ほど冒頭にお話しした中で、鎮火はいたしました、なおまだくすぶっているという状況が続いておるということで、きょうも重機を投入して中のかき出しを今行っておる状況で、この後またどういふ状況が起きるかわかりませんので、また随時ご報告を申し上げたいというふうを考えております。

今の時点ではわかる範囲の報告でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○9番 菊地 久君

今回の工場火災は、1社であります、周辺の家屋への被害がなかったことや町民のけがだとかそういうことがなかった幸いにして、非常に大変な蟹江町の火災は大きな火災で、よくあれでおさまったなど。でも、今まで経験のしたことないような、2日も、経験なかったような気がするんです、よく覚えありませんけれども。また、我々もそんなにかかるとは思ってなかったで、第一次出動があつて、7時ごろからまたすごいサイレンが鳴って、どこだ、どこだという話で。それから、テレビでも放映されました、NHKでもされましたし。

それで、えらいことだなということであつたんですが、私が思ったのは、私もうかつたんですけれども、ごたごたとつたでとは思つたんですが、大事な、なぜ防災無線を、今、後になって私が気がついたらいけませんけれども、防災無線を使って、そのために防災無線をつくつたんですよ。いざといったときに皆さんに早く知っていただく、避難せにやいかんようなときもあるかもしれない、周囲の人へも周知徹底をさせにやいかん、そのためにつくつた防災無線で連絡ができなかったということ自体のその体制がおかしいと思うわけ。これは今私が責めても仕方ありませんが、済んだことですので、また何が起きるかだよ。たまたまあそこで、舟入の、前のごみ屋敷の火事があつた。そして、今度こんな大きな火事があつた。何か、何となく蟹江町、火事がまた、一度あることは二度ある、それで三度あつたらどうするのだという心配もしとるわけですよ。あつてはいけないことですよ。ああいうときに使うべき防災無線だと思つたんですが、防災無線を使おうという連絡網だとか権利だとか権限というのは一体どこにあるのと。これは絶対これから問題が大きくなるからね、間違ひなく。それは覚悟しておいてよ。

せっかくある防災無線で何で連絡なかったの、何で知らせなんだ。特に、交通の問題でもそう。どこが言うか知りませんよ、知りませんけれども、どこへ行っても大渋滞、あちらへ行けば詰まると、現地へ行こうとしたら、私も議員の一人として現地へやっぱり行って、消防署の団や関係者、一生懸命徹夜で頑張っていたいでおるので現地へと思ったんですが、まちの中でも1時間以上渋滞で動けなんだ。もっと頭使って名古屋からこういうふうに戻るとかね、115号線をこう回ればよかったんですが、そんな大きなものじゃないと思ひ込みがあるだけ、正直言って、素人は。そうはいつでも、まあまあと思ひ込んじゃうと。でも、あそこだけで終わったけれども、テレビでもばーばーやるわ、車でも大渋滞するわ、一体どうなるんだという大きな火事、大火事なんですよ。

その火事で町長はもうつきっきりだとか、皆さん関係者も夜中で一生懸命頑張ってください、わかる。でも、それはそれ。しかし、現実やらなければいけないことは周知徹底をすること。現在ここで火事で、工場の火事で、大火ですと。明るく日でもいいんですよ、皆さん、こうこうこうですという知らせるようなことはなぜ、訓練が、それこそ防災訓練の大事な周知徹底すると、広報活動の。その後、町の公用車でもいいんですよ、実はこうこうこうですとって、公用車1台も回ったの。回っていないでしょう。各囑託員だとか議員だとか、議員には防災でファクスはきのう何時かしら入りましたわ。初めて入ったわ。なぜそういう態勢が、まず知らせること。それで、消防署がまごまごしとって、町長、でもそのときに冷静に沈着に判断をして周知徹底をする。明るく日でも、例えば、現状こうですよとって町の公用車もあるでしょう。公用車で何で回らんのと。そんな余分なことなの。みんなの関心事なんです。テレビでどんどんやると、車は大渋滞、中央道、南へ北へ走っていけばストップ、師崎のところからこちらへ真つすぐ西へ行かせるあるいは行かせないんですよ。それから向こうは向こう。道路というのは、本当に一種のそういうふうになつとる。

だから、町民の心としては、非常に蟹江町はパニックと一緒にですよ。だから、どうしたの、どうしたのと言われたって、それは火事だわさと、私たちも正直、あの程度、そうはいつでも消えるわなという印象があったんです。そうはいつでもなといても新たにまたでしょう。火が出ないで煙ばかりですけれども、じゃ、あの煙が例えば健康被害になるようなものなのかどうかも知りません、正直言って。どんどん上がってきとるわけ。

だから、そのときに、私も非常にうかつだったで、町長に会ったときに言えばよかったんだけど、町長がえらいあちら行かなきゃいかん、こちら行かなきゃいかん、ゆうべは徹夜だったと言うもので、こちらは何にも働かんのに余りわーわー言ってもいかんと思ひ過ぎたけれども、よく冷静に考えたときに、ああいうときほど訓練をされとる人たちが訓練に沿ったことをやって、町民に安心させると。これは行政の務めなんです。行政としての務め。ファクス1枚来ただけ、きのう。ファクスに鎮火と書いてあった。それはご苦労さんだ。それで、一生懸命やった人はご苦労さん。それはご苦労さん。

だから、ご苦労さんで終わっていいのかどうかと。反省すべきことは反省して、次に、そんなときにどうするんだということは、これは絶対にもう少し冷静に考えて捉えていただけないだろうか。先ほど町長が行政報告でお話をされましたけれども、それにつけ加えて、やっぱりこういうことももう少し冷静沈着に、もう一度検討会やられると思いますが、あの火事に対してどうであったかな、蟹江町はこれでよかったのかな、訓練したら本当にいいのかということ、これはぜひやってもらわなければ恥ずかしい時間、絶対に。私も余り訓練していないもので、いい加減な男で申しわけない、自分が先頭切ってやればいいいけれども、私は飛び込んでいったら火の中に飛び込んでけがして迷惑かけるで、よう行かなんだけれども、ぜひこれはもう一度冷静沈着にご検討を願って、皆さんが安心できるような体制づくり、訓練、ぜひこれはお願いを申し上げておきたい。

あわせて、急遽必要な部品だとかこういう物を補正組まなきゃならんという問題について、今、特に燃料費の問題だとおっしゃいましたし、こと足りればいいんですが、それ以外に消耗されて必要だというのは、私たち議会でございまして、12月議会の中で補正を出されるならやっぱり出して、これとこれとを使ってこうだったという消耗品、その他消防団の皆さんや、また地域の協力してくださった消防署やら、それに関連する民間の業者も、関連して応援してくださったかどうかよくわかりませんが、ぜひ落ち度のないようにね。落ちのないように。

本当に大きな火災だったんですね、正直言って、こんなに実感がなかったもので申しわけなかったんですが、今どこへ行っても話題になっておるのが蟹江町の火事の話です。どうだったのと、何が燃えとるの。今、そういえば何が燃えとるのと言われてたってわかりませんし、余り工場の中のことまで我々がぺらぺらとしゃべるわけにはいきませんので、後の片づけのこともまた出てくると思いますし、本当に大変な火災であったなと実感として今思っておりますので、終わったことは終わったことできちんと整理をして、今後の体制について、今、町は次はこういうときにこうするんだよと、こういうようなことが示されるように、大変お疲れのところを申しわけないけれども、今が大事なときですので、また過ぎちゃうと忘れちゃうものね。今がやっぱり一番大事なときでございまして、ぜひその点のところも頭に入れながら、今までを反省すべきときは反省し、今後は今後としてきちんとしたことをやっていただけだと思いますので、これ以上くどくど言っても申しわけございませんので、ひとつご検討のほどお願い申し上げます。

○議長 吉田正昭君

よろしいですか。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

先ほどと同じ11ページの防災無線の関係ですが、先ほど菊地さん言われたとおりだと思います。

ます。

防災無線、今回615万円の補正をかけて3基直す、大きなお金ですよ、これ。防災無線は、前は台風とかそういうときにみんなに知らせるためにということを書いてみえたわけですが、全くの効果が無いということで、今、FMななみもきちとして、ラジオのほうで皆さん情報を聞いていただける。だったら、この防災無線もこれからまだ維持していくのであれば、今菊地さん言われたとおり、きのう、おとといの大きな火災のときでも町民の皆様には現状だけは伝えられるような形をとるというのもやっぱり一つのやり方だし、この防災無線の使い方をもう一度やはり町のほうできちっと精査してどういうときに使うか。

例えば、よく最近使われているのは、行方不明の方がおみえになる、どなたかわかりませんかというのがよく聞こえるんですけども、私ちょっと聞いたんですけども、小学校の学校の帰りの時間などを町民の皆様へお伝えをすれば、例えば、新蟹江小学校、3時半に子供たちが下校しますよという広報無線を流せば、お母さんやその知り合いの知っている人たちが表まで出て子供たちの帰りを迎えに来てくれるということになれば、ある程度の防犯にも役立つ。いろいろな地域の方、見守り隊の方がついて歩いてみえるところもというか、ほとんど今そういう形になつとるんですけども、もう一つその無線を使えば、家にみえる方がちょっと一歩外へ出て子供たちが帰ってくるのを見とれば、またもう一つプラスの防犯になるというふうに私も考えるわけですね。

ということで、今の、せっかくこれからも防災無線を利用していくということになれば、もっときちっとやっぱり町のほうで利用の仕方を検討していただくということを、今菊地議員の言われたことにプラスして、私からもお願いを申し上げます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は、精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第15 議案第73号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第16 議案第74号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は精読とされました。

ここで暫時休憩します。

午前11時から再開します。

(午前10時45分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第4号「蟹江町固定資産評価員の選任について」、議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第65号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その3）請負契約の締結事項の変更について」ないし議案第71号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その10）請負契約の締結事項の変更について」の9件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、9 案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第17 同意第4号「蟹江町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第18 議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第19 議案第65号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その3)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第20 議案第66号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その5) 請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第21 議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その6) 請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第22 議案第68号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その7)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第23 議案第69号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その8)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第24 議案第70号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その9）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第25 議案第71号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その10）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時09分）